

集落営農法人が担う地域農業の变革

—二つの合理性と農協の課題—

主事研究員 福田竜一

〔要 旨〕

- 1 高橋（1987）は、高度成長期以前の地域農業においては、個々の農業者らによる個別合理性の追求が、「予定調和的」に地域農業の全体合理性となっていたが、高度成長期以降になると、両者の調和をはかるために何らかの人為的調整が必要になったと論じた。
- 2 しかし、その後もそうした地域農業の問題はなお解消された状況にあるとはいえない。近年では経済構造改革の推進によって農業参入の自由化が進み、一部には地域農業の活性化が進んでいるようにもみえるが、それらの成果はほとんどが個別経営体レベルのそれであり、地域農業全体にまでその影響が及ぶには至っていない。このため「一部の企業的農家栄えて、面としての地域農業は衰える」（高橋（1987））という事態はなお進行している。
- 3 他方、定住条件や生産条件等で不利な中山間地域における水田農業では、個別合理性の追求の限界が早い時期で露呈した。そのような地域には、その他さまざまな諸条件も相まって、集落営農の組織化や法人化にとどまることなく、さらにそれらの広域連携（ネットワーク化）等を通じて、すでに地域農業における個別合理性と全体合理性を追求する取組みが実践されている。
- 4 こうした動きは地域の特殊性に依存する面もあり、画一的に全国へ広がるとは考えにくい。農業の規制改革、農業の国際化、農業従事者の高齢化と担い手不足といった共通する背景があることからみれば、そのような地域農業の变革と再編が時間差や質的な差異等を伴いながらも、今後さらに広がっていく可能性は高い。
- 5 集落営農法人等がネットワーク化する事例が増加していき、「新しい農協」としての機能や役割を果たすようになれば、それらと農協がどのような関係を構築するのかが課題となる。それについて明確な回答はまだ得られていないが、事例調査の結果からは両者の関係が対立的・競合的という論拠は見いだせない。
- 6 すでに農協が核となって集落営農法人のネットワーク化を実現している事例もあり、集落営農法人のみならず、小規模農家等を含めて、農協が核となって地域農業の全体合理性を追求することは可能である。

目次

はじめに

1 地域農業の二つの合理性

2 集落営農法人のネットワーク化による地域農業の再編

(1) 株式会社大朝農産

(2) 考察

3 多様な地域農業の全体合理性の追求のあり方

(1) 有限会社グリーンワーク

(2) LLP横田特定農業法人ネットワーク

(3) 三次農協の取組み

4 「担い手の確保」という課題

おわりに

はじめに

高橋（1987）は、高度成長期以前の地域農業において、個々の農業経営体の合理性の追求は「予定調和的」に地域農業全体の合理性を実現していたが、高度成長期以降になると、両者の調和をはかるためには何らかの人為的調整が必要になった、と論じた。それはすなわち、地域農業において「一部の企業的農家栄えて、面としての地域農業は衰える」（高橋（1987, 48頁））という事態に対する懸念であった。しかしその後、現在においてもなお、地域農業における個別合理性と全体合理性という二つの合理性の調和の問題が解消された状況にあるとはいえない。

まず個々の主体による合理性の追求はその後一層進んだ。規制緩和の推進等による農業の自由化が進むなかで、一部の大規模経営体や農業法人等のなかには「農業ビジネス」を成功させているものもあり、農業を「成長産業」としてとらえる場合の事例としてしばしば引き合いにされる。しかし

それらの成果の多くは個別経営体としての成功のレベルにとどまっており、そうした一部の農業者による成果の影響が地域農業全体に波及している事例はむしろまれであろう。さらに規模拡大を志向する一部の大規模経営体と地域とが農地利用調整を巡って対立的関係に陥るなど、地域農業の全体合理性を考慮せず各主体が個別合理性を追求することの問題が生じるケースもある。

以上のように、地域農業において個別に合理性を追求する個別経営体が成果を上げる一方で、個別と全体の調和が図れておらず全体的な脆弱化が進むなか、水田農業が主体の中山間地域等では、定住条件の不利性もあって、近い将来には地域農業はもとより地域社会の維持すら困難になると見込まれる地域が少なくない。そのような地域農業の弱体化が深刻な地域では、個別主体の合理性の追求にも早くから限界が生じていたが、他方で農業集落をベースとする営農組織である集落営農組織が新しい地域農業の担い手としての役割を果たしている場合が増えている。

集落営農組織は2007年の品目横断的経営

安定対策の対象に含まれた影響もあり、生産条件の有利性・不利性等を問わず、その数が近年特に増加している。^(注1)そのような集落営農組織は、集落の合意等に基づき個々の合理性の追求を超えて、地域農業の全体的な合理性を追求する「人為的」な取組みだととらえることができる。

さらに、すでに法人化を果たした集落営農組織（以下では、特に断りのない場合を除き、法人化した集落営農組織を「集落営農法人」という）のなかには、互いに連携することで集落を超えた広域的な活動を実践している事例もある。こうした動きはまさに高橋（1987）の指摘する地域農業の全体合理性の追求に向けた新しい動きと解釈できるだろう。さらにそうした「集落営農法人のネットワーク化」は、いわば地域における「新たな農協」としての機能を果たしているところもあり、そうした新たな組織と農協との連携は、地域農業の全体合理性の実現に向けて重要な課題になっていると思われる。

そこで本稿では、地域農業の個別の合理性と全体の合理性の調和が強く求められるなか、とりわけ生産条件や定住条件面で不利性が強い中山間地域を対象として、そのような集落営農法人によるグループないしネットワーク組織の調査事例等に基づき、それらが個別経営体の合理性を超え、地域農業の全体の合理性の実現に向けてどのような対応をとっているのか、さらに地域農業におけるそのような新しい組織は農協とどのような関係を構築できるのか、あるい

は地域農業の全体合理性を追求していく上で、農協にはどのような役割があるのかという問題への接近を試みる。

本稿の構成は以下の通りである。まず1では、高橋（1987）が論じた地域農業の個別合理性と全体合理性についてやや詳しく検討する。2では、複数の集落営農法人が共同して新たに「ネットワーク型農業法人」を設立し、事実上の「1町1法人」を実現した広島県の（株）大朝農産の事例を対象にして、その経緯と現状の取組みを概説し、そのような集落営農法人のネットワークが、個別の合理性を超えて地域農業の全体合理性の追求する可能性を検討する。3では、さらに異なる集落営農法人の事例（島根県の（有）グリーンワークとLLP横田特定農業法人ネットワーク）と、農協が「核」となって集落営農法人のネットワーク化を実現している広島県の三次農協の事例から、地域農業の全体合理性追求の現状と課題についての議論を深める。そして、そうした集落営農法人の取組みが一定の成果を収めるなかで、なお解決が難しい課題である地域農業の担い手の確保の問題についても言及する。

(注1) 農林水産省「集落営農実態調査」によれば、2010年2月1日現在の集落営農組織の数は全国で13,577（うち法人が2,038）である。同調査によれば、05年5月1日現在の集落営農数は10,063（うち法人が646）であったので、単純に比較すると最近5年間で3,514増加（増加率34.9%）したことになる。

1 地域農業の二つの合理性

高橋（1987）は、資本主義におけるイノベーション（革新）の重要性を指摘したことで名高いシュンペーターの理論と、それを日本農業の分析に援用した東畑精一の『『企業者』と『単なる業主』』の問題に依拠しつつ、地域農業の変革の担い手像に迫った（第2章）。高橋（1987）は80年代に執筆されたため、2000年代以降における農業の規制改革の著しい進展等を踏まえたものではないが、こんにちの地域農業問題の本質に迫る重要な示唆を含んでいる。

ここでは、地域農業の組織革新とは個々の農業経営の改善だけでなく、地域を単位とした農業生産システムを改善して、他の一連の革新が個々の農業者の手で可能になるような地域農業の「場」を創出することであるとしている（高橋（1987, 70頁））。そのような論点に照らしあわせると、農業の規制改革の進展等によって地域農業の「革新」は進んだが、それは個別経営に対して参入の自由や規制緩和を推進する、すなわち個別合理性のさらなる追求までにとどまっており、地域農業の全体としての革新、つまり全体合理性をどのように追求し、実現するかまでは至らなかったといえよう。

そもそも規制改革を支えた新自由主義に基づけば、個別合理性の追求とは個々の自由な活動であり、それは市場原理を通じた調整により「自ず」と全体合理性の実現に

至るととらえられる。したがって地域農業の全体合理性を追求するためには、個別主体の自由な活動を妨げる規制や制度こそを改めるべきだとする主張にもつながりやすい。しかし地域農業を担う主体が異質化・多様化した場合、地域とのつながりの希薄な主体が増加し、さらに多様化した地域農業において、その利害調整を行うことは一層困難になることはないであろうか。

実際、そうした規制改革が進む以前から高橋（1987）は、現代の地域農業においては個別経営がそれぞれ「個別合理性」を追求しても、それが自ずと「全体合理性」につながらないだけでなく、両者はむしろ相反するようにさえなっており、「一部の企業的農家栄えて、面としての地域農業は衰える」という事態が起こりうると指摘したのである（第1章）。かつての地域農業では、同質的な個々の農家が自己の利益を追求すれば、自ずと地域全体の農業の生産力が向上し、地域合理性は自然と達成されてきた。^(注2)ところが、高度成長期以後になると、地域農業における個々の農業経営が多様化し分断され、個別合理性と全体合理性が一致する保証が無くなったばかりか、個別経営体の合理性追求の結果、地域農業の自然循環が断ち切られ、一部に「畜産公害」などにみられるように両者がむしろ相反するようにさえなった、と主張した。

さらに高橋（1987）は、現代の地域農業には、「自然に」調和しなくなった個別合理性と全体合理性を「意識的、形成的に」調和させる必要が生じ、それを実現する新

たなタイプの主体を形成しなければならぬとした。すなわち、それは「その一つは全体合理性を踏まえたより高次の個別合理性を追求する新しい農業者であり、その二つは個々の農家の個別合理性の実現に十分な理解をもちながら、地域農業全体の維持・発展に責任をもつ新しいタイプの集落リーダーや地域農業関連機関の担い手である。」(高橋(1987, 74頁))。ここで高橋(1987)が示唆した地域農業関連機関には行政や農業改良普及センターのほか、農協も含まれる。

ところで、地域農業において個別合理性と全体合理性の調整を担う最も基礎的な単位は、地縁や血縁による人的結合を基礎とする集落であったといつてよかろう。^(注3)すなわち、各農家は自らの属す集落のルール等の下において各々が合理性を追求することで、集落内の個別合理性と全体合理性は「自然に」調和してきたといえる。

これに対して、近年では集落営農組織が相次いで誕生しており、集落内部における一部個別農家の担い手としての機能低下を補完する役割を果たしている。こうした集落営農組織の設立とその取組みは集落の機能に多くを依拠しているが、地域農業のさらなる脆弱化によって、かつてのように自然に達成されなくなった地域農業の個別合理性の追求と全体合理性との調和を「意識的に」実現させようとする試みであると考えられよう。

しかし今後とも地域農業を維持するためには、集落営農の取組みをさらに一段超え

た対応の必要性が高まってきた地域も少なくない。実際、中山間地域などの一部において、集落を超えた集落営農法人による広域的連携による地域農業の全体合理性の追求が模索され始めているのである。

(注2) 近代社会以前の地域農業システム(ヨーロッパでは中世の三圃式農業、日本では幕藩時代の近世農法など)においては、集団や地域の存続のための地域合理性が前面に出ていて、個別合理性は背後に押しやられていた。これに対して近代社会の地域農業システム(ヨーロッパでは輪裁式農業や自由式農業、日本では明治農法が展開していた明治後期から1960年ごろまで)では、「個」が確立され、個別性の追求が推奨されたため、個別合理性の追求だけが前面に出され、地域合理性が背後に押しやられていた。しかし同時に「見えざる神の手」が働き、結果として地域合理性が実現されるという、両者の間の「予定調和的」な関係が成立していたとされている(高橋(1987, 70~71頁))。

(注3) 農協も個々の農家や農業者が自発的意思に基づき組織した協同組合というよりも、現実には集落を基礎単位とする地縁・血縁に基づく人的結合をベースにした協同組合であるといえる。

2 集落営農法人のネットワーク化による地域農業の再編

(1) 株式会社大朝農産

ここでは集落レベルでの各主体における個別合理性と全体合理性の追求をこなした集落営農法人らが集落の枠組みを越えてネットワーク化を実現し、さらに広域的な全体合理性の追求を試みている事例として、株式会社大朝農産の取組みを取り上げる。^(注4)

大朝農産は広島県山県郡旧大朝町(現:北広島町)の集落営農法人や個別大規模農家が共同して設立した株式会社である。北広島町は4つの旧町(大朝、千代田、芸北、

豊平)が05年3月に合併して誕生した町である。なお旧大朝町は農林水産省の農業地域類型区分では山間農業地域(一部地域は中間農業地域)の水田型に該当する。

大朝農産は旧大朝町内の7集落の集落営農^(注5)法人と、集落内の6つ

の大規模農家が共同設立した株式会社である。設立は07年3月で、資本金が1,630万円、株式総数163株、株主は上記の集落営農法人と大規模農家(13人)である。大朝農産の概要は第1表に示すとおりである。

大朝農産の構成員である集落営農法人と大規模農家は合計すると旧大朝町内の5割の農地を集積しており、事実上の「1町1農場」を実現した。集落営農7法人が合計153.8ha、大規模農家が77.1ha、合計230.9haを耕作する。ここでは大朝農産が1町1農場を実現するに至る過程を過去にさかのぼってやや詳しく説明しておく。第2表には旧大朝町の農業と大朝農産の設立までの経緯を年表にして示す。

a 初期

大朝農産の集落を超えた活動の原点は、70年代のM氏の取組みにある。このM氏がリーダーとなって、旧大朝町内の大規模農家(基準3ha以上、中心メンバーは20ha程度の規模)を募り「大型稲作研究会」を設立

第1表 (株)大朝農産の概要

		概要
株式総数		163株
株主総数		13人
資本金		1,630万円(株主1名当たり約125.4万円)
株主	集落営農法人 大規模農家	7法人(総耕地面積153.8ha、1法人当たり約22.0ha) 6戸(総耕地面積77.1ha、1戸当たり約12.9ha)
役員(非常勤)		12人(常時雇用者は無し)
主な保有機械	大豆用機械 飼料稲用 防除用無人ヘリ 製粉機 トラクター(野菜用)	9台(乗用管理機、汎用コンバイン、選別機、選粒機ほか) 3台(ホールクローブ収穫機、ラップマシーン、フロントローダー) 1台(2010年のリース事業による導入) 1台(100メッシュ) 1台

資料 大朝農産社内資料を基に筆者作成

第2表 (株)大朝農産の設立までの経緯

設立経緯	
1975～80年ごろ	大型稲作研究会の設立(大型稲作農家グループによる標高差を生かした稲作の取組み等)。大朝町内で地域営農集団(基盤整備導入を契機とする大型機械の利用組合)が相次いで設立
98	緊急生産調整で大朝の転作率が28%から36%に急激に上昇。一部の大型農家が大豆と飼料稲の試作を相次いで開始
2000	大朝町内で集落営農組織の法人化第1号が誕生
01	飼料稲生産組合と大豆生産組合が設立
03	大朝町集落法人ネットワークが設立
07	株式会社大朝農産が設立

資料 大朝農産社内資料及び聞き取り調査を基に筆者作成

し、そこで作業効率化や経営安定化に向けた技術向上を目指すサークル的活動が始められた。一方、集落をベースとする集落営農組織は、基盤整備の導入に合わせて機械利用組合として立ち上げられたケースが多かった。

b 大豆及び飼料稲生産組合の設立

旧大朝町ではかつて転作対応として大豆を生産してきたが、徐々に衰退していき、90年代には転作は自己保全が大半となって

いた。ところが98年度の緊急生産調整推進で、旧大朝町の転作率がそれまでの28%から36%へと急激に上乘せされることになったことで大きな変化が起こった。すなわち、一度は衰退した大豆作の本作化への取組みと、大豆作に取り組みにくい諸事情のある大規模農家を中心とする新たな飼料稲生産の取組みである。

大豆作については、現在、大朝農産の代表を務めているK氏が大豆の本作化を決意したのが始まりである。ただし大豆の本作化の試みには、単なる転作対応だけでなく、農地が自己保全によって荒れることや、農地の非効率な利用を放置できないというK氏の強い思いがあった。00年になると大豆の団地化に旧大朝町による助成措置が講じられると大豆作の動きが広がり、旧大朝町には大豆作を開始する集落営農組織が相次いだ。

こうした大豆作の拡大の動きが進む一方で、大豆作に取り組みにくい大規模農家などでは飼料稲に注目していた。大規模農家にとって大豆は手間がかかり、家族労働だけの大規模農家には不向きとされていたこと、また大規模農家の多くの圃場は分散しており、大豆を団地化する見込みはないが、逆に飼料稲は主食用稲と同じくらいに簡単に取り組めて乾田化も不要であったこと、さらに大朝町内には畜産農家が多く、その畜産農家も稲発酵粗飼料への関心が高かったことなどが飼料稲の取組みが進んだ背景にあった。

00年には稲作発酵粗飼料推進支援地区に

指定され、飼料稲生産が実験的に開始された。その後、飼料稲生産の実用化のメドが立ったため、旧大朝町が飼料稲生産に必要な機械類導入を補助する事業を決定した。

こうして01年には大朝町大豆生産組合、大朝町飼料稲生産組合が相次いで設立され、旧大朝町には集落営農法人及び大規模農家による集落を跨ぐ広域的連携の枠組みが2つ形成された。

c 集落営農組織の相次ぐ法人化

こうした取組みを精力的に続けるなか、担い手不足の深刻化、不作付け田の増加、稲作以外の作物の本作化など多くの課題を抱えていた旧大朝町の各集落営農組織はその法人化に向けた話し合いを進めていた。00年の鳴滝農場の農事組合法人化を皮切りに、03年までに5つの集落営農組織が相次ぎ農事組合法人となった。01年には集落営農組織の法人化に対して、広島県の助成措置が出ることになったことも、同時期に集落営農組織の法人化が進んだ大きな要因であった。

旧大朝町の集落営農法人の特徴は、そこに規模の大規模農家が加わっているケースがあることである。5つの集落営農法人のうち3つに大規模農家が参加している。大規模農家には集落営農法人に参加することで、集落営農法人が保有する農業機械を利用し自らが機械を保有する必要がなくなることで、また集落営農法人は大規模農家が持つ販路を利用できること、オペレーターを確保できることなどが主なメリットであっ

た。

集落内の大規模農家の耕作地は集落営農法人に利用権設定ないし作業委託をしている。大規模農家は自らが集落営農法人のオペレーターとして耕作をする。他方、集落外の耕作地の扱いは集落営農開始前のままとしているが、そこでの主要な作業は集落営農法人に委託することになっている。

d 大朝町集落ネットワークの設立

こうした大規模農家も巻き込んだ集落営農組織の法人化が相次ぐ一方で、それぞれの主体は各々が目的別に組織を立ち上げ、それぞれ作業受託を行っていた。そのため作業が過度に集中することで作業適期を逃しやすくなり、収量や品質の低下を招いているという認識が高まった。

このため作業時期の調整による効率的な生産の実施を目的とする「大朝町集落法人ネットワーク」が03年3月に設立された。同ネットワークでは、コメ袋の共通化による「大朝米」ブランドの確立、大豆色彩選別機、ショットガンシーダー（水稻打ち込み式散播直播機）、無人ヘリなどの諸機械を導入し、省力化と品質向上が図られた。

e 大朝農産の設立

集落営農組織は法人化が進みその成果も表れたが、集落営農法人や大規模農家を束ねている3組織はすべて任意組織であったため、さらなる効率化を進め、また組織を強固とするためには、それら組織についても法人化を果たすことがより望ましいと認

識されるようになった。

そこで集落営農法人、個別農家という複数主体と、それらを束ね組織する3組織（大豆生産組合、集落法人ネットワーク、飼料稲生産組合）を一本化するべく、品目横断的経営安定対策が導入された07年に、株式会社大朝農産が成立するに至った。

設立後の大朝農産の主な役割は前身組織の2つの取組み、つまり大豆、飼料稲の作業受託であった。他方で、大朝農産としての新しい取組みも必要という意見も強まった。そこで各集落営農法人や個別農家がそれぞれエコファーマー資格を取得し、栽培方法の統一、使用する農薬や肥料の統一化を図り、特別栽培米の生産を開始した。また農地・水・環境保全向上対策先進的営農^(注6)支援を受けるため稲作の栽培方法を統一化するなどの取組みを行っている。

(注4) 大朝農産については楠本（2010、第3章）や田代（2009、第4章）を参照。また大朝農産設立以前からの旧大朝町の各集落営農法人の取組については田代（2004、第5章）を参照。

(注5) 広島県では集落営農組織の立ち上げの時点で、農業生産法人としての特定農業法人化を指導（楠本（2010）、38頁）しており、それらに対して「集落法人」という呼称を用いている。広島県の説明によれば「集落法人」（広島県の行政文書等では「集落農場型農業生産法人」と呼称するのが正式）とは「集落（1～数集落）が1つの経営となって、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業生産法人」のことである（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1170808260697/index.html>、10年8月6日アクセス）。

(注6) 同支援では、一定のまとまりを持って化学肥料・農薬の使用を原則5割低減する取組みに対して、面積に応じて農家に配分可能な交付金を交付する。稲作の場合10a当たり6,000円である。

(2) 考察

大朝農産の設立までの経過等を踏まえつつ、次に地域農業における集落営農法人の役割と機能について検討する。ここではいくつかの論点のなかから、第1に農業経営のネットワーク化に関する議論、第2に集落営農法人が主体となった地域農業における集落間連携とネットワーク化に基づく地域農業の再編、すなわち地域農業の全体合理性追求の「広域化」に関する議論、第3にそのような集落営農法人ネットワークによる農協との関係の現状に関する議論を取り上げる。

a 農業経営組織のネットワーク化

近年の農業経営組織に関する研究において、ネットワーク型組織に対する注目度が高まっており、まとまった研究成果がすでにいくつか公表されている（門間編（2009）、納口、佐藤編（2005））。農業経営のネットワーク型組織とは、門間（2010）によるおおまかな定義によれば「経営目的を共有し、経営の全体もしくは一部において相互の経営資源や技術・知識・ノウハウを共有しながら、連携して活動する複数の農業経営が集まった組織」であり、大朝農産もこの定義に該当するネットワーク型経営組織とみてよいだろう。

ところで集落営農組織とは、すでに指摘したように、地域農業全体の脆弱化が進むなかで集落の内部において各主体の個別合理性の追求を超え、全体の合理性を追求するために誕生した組織であるといえる。そ

の点では、個別に存立し一定の収益を上げることによって個別合理性の実現を果たすことを本来の目的としている個別農家や企業的な農業法人等と、集落営農組織との間には、大きな違いがあるとみてよからう。

そのような個々の集落営農組織が、それぞれの集落内部における各戸の個別合理性の追求をこなしただけで集落内部の全体合理性を追求し、さらに地域を越えたネットワーク化を通じて、より広く地域農業の全体合理性を追求したのが大朝農産だといえる。

大朝農産において広域的に地域農業の個別合理性と全体合理性の同時追求を可能にしているのは、ネットワーク型という組織形態にあるとみてよいだろう。大朝農産の場合、各農家の個別合理性との調整は大朝農産の構成員である各集落営農法人にほぼすべてをゆだねていることから、ネットワークの中核にある大朝農産ではより大局に立った広域的な地域農業の全体合理性を追求することが可能になっているのである。

そもそも大朝農産は株式会社であるが、自らの利益の最大化を追求しているわけではなく、株主への利益の還元を最大化することを第一の目的とはしていない。大朝農産は、株主である集落営農法人や個別大規模農家が互いにつながることで得られるメリットを最大化することで、それらの営農活動を支援し貢献することを第一の目的としている。つまり大朝農産は、各集落の内部にとどっていた全体合理性追求をさらに拡大して、地域農業の全体合理性をより広域的に実現するために誕生したネットワー

ク型農業法人なのである。

b 地域農業のネットワーク化と全体合理性追求の広域化

集落営農組織等をベースとする農業法人のネットワーク化が旧大朝町で進展した背景には、行政による推進政策は無論のこと、その地域の持つ特性（集落の地縁・血縁的な人的結合性、リーダーシップを取れる指導者の存在の有無、生産条件の有利・不利性等）にもかなり規定されているとあってよい。旧大朝町は、山間地域であるという不利性がある一方で、西日本屈指の優良米産地として広く知られている。また高速自動車道のインターチェンジもあるなど、都市部へのアクセス条件にも比較的恵まれている。このように地域にあるいくつかの固有の諸条件が、これまでの地域農業の取組みに影響を与えてきたことは明らかである。

そのため、大朝農産のような集落営農法人のネットワーク化が、直ちに全国的に広がるとみることはできない。また各集落営農法人をつなぐネットワーク組織としての大朝農産を設立するという結論にまで至った過程は決して一朝一夕のものではなく、かなり長い年月をかけて話し合いや経験を積み重ねた上で得られた結論であり、それは短期間で一気に成に集落営農組織のネットワーク化が進むといった性質のものではなかった。

一方、そのような急激な進展は見込まれないにしても、多くの地域において水田農業では規模拡大や省力化といった経営体単

位での個別合理性の追求が多かれ少なかれ限界に直面しつつあり、その対応策としてその経営活動の場を広域化することにより、経営体同士の連携の取組みを強化し、地域農業としての全体合理性をさらに追求する試みが他地域でも広がる可能性はあるし、後述する他の事例を含めて、すでに広がりつつあるとあってよい。

c 農業法人ネットワークと農協の関係

次に集落営農法人のネットワーク組織が、農協とどのような関係を築くことができるのかについて、大朝農産の事例を基にして検討を行う。

第1に農産物の販売と生産資材の購買である。大朝農産の場合、各集落営農法人や個別大規模農家によるネットワーク化の経済的メリットは、それぞれが持つ販路の共有・拡大化ないし複線化にあった。さらに生産資材等の購買面についても、構成員が利用する農業生産資材の大朝農産による一括購入がコスト削減などの経済的メリットとして極めて大きな意味を持っていた。こうした点はいずれもネットワーク組織の強みであり、これまで多くの農家を束ねて購買・販売事業を担ってきた農協にとって、こうした取組みが重要な意味を持つことは明らかであろう。

第2に運転資金等の調達である。大朝農産では、取引相手となる生産資材業者間の競争によって、取引上は大朝農産の方が有利な立場にあるため、業者からはほとんど収穫時払いで取引できるとのことである。

従って、運転資金の不足が問題になることはほとんどなく、農協からの運転資金の借入が必要になることはあまりない。

第3に地域の農地利用調整である。一般的にあって農地利用調整を行う主体にはある程度地域内の農地に関する情報等が集積されていることが必要であり、そうした情報は行政や農協といった「公的な」主体に集積され、それらが農地利用調整の機能を担うことが想定される。これに対して旧大朝町の地域では、大朝農産に農地利用調整に関する情報が集積されているので、農地利用調整は、事実上、大朝農産が担っている状況にある。それは大朝農産が単なる私企業としてではなく、半ば私的な半ば公的な「中間組織」としての性質を持ち、その機能と役割を果たしていることを示している。

以上から明らかなように、大朝農産は地域における「新しい農協」としての機能の一部を担っているといっても差し支えない。しかし他方でそれは農協が不要となったことも意味しない。なぜならば、まず農協は農業経営に対するサービスだけではなく、農村生活にもかかわる多くの重要な地域サービスの供給者である。しかし大朝農産が農協の供給する農村生活にまで及ぶすべてのサービスの供給の主体にはなりえないといってよからう。さらに農業面においても、大朝農産と農協には一定の取引関係もあり、農協に対しては取引面での優遇や地域農業への支援を強化してほしいという要望を持っている。

以上から、地域農業において集落営農法人ネットワークと農協が組織の機能面で競合的關係にあるととらえることは適当ではない。大朝農産の場合、より広域的に地域農業の全体合理性を追求するなかで、大朝農産と農協との従来の協力関係や補完的關係にはとどらない、新しい両者の関係を現在模索している段階に達しているのととらえるのが最も妥当だといえよう。

(注7) 集落営農組織の議論では、その仕組み全体を1つの建物にみたてて、基礎となる1階部分では、集落内の全農家による農地の共同管理に必要な出役義務の決定など、地域の資源管理にかかわるより基礎的、あるいは非経済的問題の調整を行い、そのような基礎の上に2階部分では個別の大規模農家等による農業活動をはじめ、女性や高齢者などのグループ活動など、多様な組織形態によってそれぞれ個別の目的の追求が行われるという、いわゆる「2階建て方式」のメリットを説く議論がある(楠本(2010)を参照)。こうした「集落営農の2階建て組織論」は個別合理性の追求に先立つ形で、全体合理性を追求する方式をとることによって、それぞれがバラバラに個別の合理性を追求する以上のメリットが得られる可能性を指摘しているといえる。

3 多様な地域農業の全体合理性の追求のあり方

大朝農産の取組み以外にも、それぞれの地域がそれぞれの形で地域農業の全体合理性を追求している事例はすでに各地においてみられる。ここではそのなかからいずれも中山間地域における3事例を対象にして、現在および今後の地域農業の全体合理性の追求に関する議論を深めたい。

(1) 有限会社グリーンワーク

(注8)
鳥根県旧佐田町（現出雲市）にある有限会社グリーンワークは、地域（飯栗東村地区）の5集落の有志30名が共同で立ち上げた農業生産法人である。その概要と設立の経緯については第3表と第4表にまとめておく。

グリーンワークは農業生産法人であり、その主な事業は稲の育苗や農作業受委託、野菜の生産など多岐にわたっている。また最近では、鳥根県の事業として水田に羊を放牧する試み（羊による畦草の「舌刈り」）に取り組んでおり、女性部組織による羊の羊毛加工（手作りマフラーや手袋など）など、大変ユニークな取り組みを実践している。

グリーンワークの取り組みにおいて注目さ

れることは、法人設立の当初からその業務として、旧佐田町が実施していた高齢者の病院への送迎バス運行や、地域の森林公園の管理業務を受託することを想定していたことである。(注9) これらは周年雇用確立のため請け負っているものだが、また地域貢献としての重要な業務としても位置づけられている。グリーンワークは設立した当初は農事組合法人での法人化を検討したが、農業だけではなく農外事業に取り組めるように有限会社を選んだ経緯がある。こうした農外事業の取組みは、1つには法人として農業だけでは周年雇用を創出することが困難であり、農外の事業に取り組む必要があったこともある。他方でこうした事業で収益を上げることは難しく、それに取り組むのは地域に対していかに貢献するかという観点から重要であるとの認識があった。

このようにグリーンワークが経営として

第3表 (有)グリーンワークの概要

	概要
資本金	1,800万円
社員数(組合員数)	30人
参加集落と農家戸数	5集落, 80戸
役員	5人
経営面積	水稻 12.9ha (コシヒカリ11.4ha, キヌヒカリ1.5ha) トマト 4a
作業受託面積	耕起 1ha 代かき 1ha 田植え 2ha 刈取り 13ha 乾燥調整 15ha
水稻育苗	14,000箱
主な所有機械と施設	トラクター 2台(50ps, 28ps) コンバイン 3台 (5条刈2台, 4条刈1台) 乗用田植え機 2台 (6条植1台, 5条植1台) 乾燥機 6台(24石) 籾摺機 1台(6インチ) 畦塗り機 1台 フォークリフト 2台 ハウス 14棟(7,000㎡)

資料 グリーンワーク社内資料を基に筆者作成

第4表 (有)グリーンワークの設立経緯

	設立経緯
1997年	クリーン農園(飯栗東村地区の2集落を基盤)設立, 構成員6人
98	グリーンワーク(飯栗東村地区の3集落を基盤)設立, 構成員12人
2002	2つの営農組合が合併(新たに構成員が加わり計24人)。会社設立に向けて準備作業開始
03	有限会社グリーンワーク設立(資本金300万円, 社員30人で発足) 旧佐田町の送迎バス事業の受託を開始 ※経営理念 ・従来の任意組合からの脱皮, 営農活動は経済活動であることを明確にする。 ・法人格を持ち農地の集積を可能にし, 政策的な資金導入を可能にする。 ・組織を強化し地区内における永続的な営農基盤を確立する。
05	羊による畦草の草刈(羊の舌刈り)事業をはじめ(鳥根県のモデル事業)

資料 グリーンワーク社内資料を基に筆者作成

の合理性だけでなく、地域の全体合理性を本来的に追求しようとしていたことは明らかである。ここで追求しようとしている全体合理性は地域農業と地域社会の双方にわたるものである。地域農業での全体合理性は、農地利用調整や農作業や農業機械の合理的な共同利用や運用の追求である。他方、地域社会レベルでの全体合理性は福祉サービスをはじめとする、これまで行政や農協が担ってきた公共サービスにまで及んでいる。グリーンワークは公共サービスの新たな担い手として、地域社会における中間組織としての役割を追求するまでに至ったのである。

しかしそれでも、地域住民が必要とするサービスをグリーンワークがすべて担うことはおよそ不可能であり、行政あるいは農協には、地域住民や組合員による自発的・自助的な取り組みを支えると同時に、中・長期的にはそれら組織との間でどのような役割・機能分担を図るのかを十分に構想する必要があるといえるだろう。

(注8) 佐田町は05年の合併で出雲市の一部となった。

(注9) グリーンワークについては楠本(2010, 第3章)を参照。なお送迎バスは行政が購入した車両をグリーンワークに貸与している。この送迎バス事業で地域の高齢者は20km程度離れた総合病院まで1,000円以内で往復できる。

(2) LLP横田特定農業法人ネットワーク

島根県旧横田町(現奥出雲町)のLLP横田特定農業法人ネットワークは、旧横田町内の6集落営農法人がまとまって設立した「有限責任事業組合(LLP: Limited Liability

Partnership)^(注12)」である。6つの集落営農法人の構成員を合計すると126戸(人)、あわせて約125haの農地を耕作している。LLP横田特定農業法人ネットワークの設立に至る経緯等は第5表に示しておく。

LLP横田特定農業法人ネットワークも大朝農産と同じように、集落営農組織が自生的なプロセスでネットワーク化を果たした事例である。その活動内容も集落営農法人で共通したエコ米づくりなど、大朝農産でもみられた取り組みを実践している。ただしLLP横田特定農業法人ネットワークの旧横田町内における農地の集積率はまだ10%程度で、今後の展開次第では、さらなる広域的な地域農業の全体合理性追求の余地を残しているともいえる。

LLP横田特定農業法人ネットワークでは、構成員である各集落営農法人の代表者

第5表 LLP横田特定農業法人ネットワークの設立経緯

設立経緯	
1987年	旧横田町三森原集落が生産調整の強化を契機にして、農事実行組合(集落営農組織)を設立
98	農事組合法人三森原が旧横田町で初の農事実行組合の法人化となる。
2002	農事組合法人三森原が「横田町集落農業研究会」を主催。町や農協と一体となって農事実行組合の法人化を進める。さらに3集落に集落型農業法人が設立(年度内にさらに2法人が設立)
03	横田特定農業法人ネットワークを設立
06	ネットワークとして共通した取り組みを行うため、06年にエコ米づくりの開始(6法人で2.3ha)。横田特定農業法人ネットワークをLLP化。
07	第9回全国米・食味分析鑑定コンクール総合部門金賞、水田環境部門で特別賞受賞

資料 谷口(2008)、小田切、安藤、橋口(2006, 第5章)と聞き取り調査を基に筆者作成

らによる全員一致原則によって運営されており、会合は月2回ほどのペースで開催している。ネットワークの立ち上げに当たっては、地域で生産しているブランド米「奥出雲源流米」を6集落営農法人が共通して販売することが主な目的であった。ただし水田は全部で100ha程度しか確保できていないことから、販売ロットはさほど大きくはなく、また販売担当専任者を設ける余裕もないため、販売は専ら口コミなどで都市部（県内、広島、大阪）の米穀店などと取引しており、さらに縁故米の延長線での販路を加えれば、生産した米はほぼ全量販売できるという。資材調達では、ネットワークとしてエコファーマーの栽培方式を共通化していることで、肥料や農薬は同じものを使用するため、一括共同購入している。共同購入により、個別に購入するのに比べれば、15%程度はコストのカットができるという。またネットワーク転作部門の共同化等の取組みを進めることによって、地域の農地を荒さないでここまでくることができたと考えている。

LLP横田特定農業法人ネットワークの取組みにおいて着目したいのは、任意組織であったLLP横田特定農業法人ネットワークが法人化を選択せず、LLPを選択したことである。LLP化する以前の横田特定農業法人ネットワークでは、ネットワークとしての取組みをさらに強化するために、任意組織から法人化を果たすかどうかで議論があった。そこでは法人化に対して消極的な意見があった。法人化をためらった理由はい

くつかあったが、最も重要な理由はネットワークを法人化した場合、経営体としての論理が組織運営上でも優先されやすくなり、本来の目的である「地域農業を守る」という目的が軽視されるのではないかという恐れがあることにあった。結局、法人化の検討をしている最中に、05年の会社法の改正で新たにLLPという組織形態が認められることになることを知り、法人化の議論は、地域農業を維持するという目的をより明確にできるネットワークのLLP化に傾いたという。

こうした横田特定農業法人ネットワークのLLP化までの経緯には、ネットワークを構成している各集落営農法人が、各々その個別合理性を追求しつつも、それらを束ねるネットワークまでもが個別合理性を追求することに対する問題や疑問を明確に意識していたことを示しており、そうしたなかで集落内部での利害調整をこなした集落営農法人がさらにLLPによって結集することで、より広域的な地域農業の全体合理性を追求することが最も望ましいという結論に至ったと解釈できる。

大朝農産の事例にしても、グリーンワークにしても会社形態をとっているが、その設立目的と運営状況等から判断して、地域の全体合理性の実現を明確に意識したことは明らかである。したがってこれらの個別の事例は、地域の全体合理性を追求する動きであるという統一的な解釈をあたえることができる。

(注10) 横田町は05年に仁多町と合併して奥出雲町

となった。なお旧横田町では、1989年に町と農協が主な出資をして設立された「社団法人横田町農業公社」が、町の総合的な農業活性化対策の中核を担うなど、農業対策に関する独自の取り組みの経緯を有している。詳しくは小田切（1995）や橋詰（1995）などを参照。

（注11）横田特定農業法人ネットワークについては谷口（2008）を参照。また同ネットワーク設立以前の横田町の集落営農組織については安藤光義「中山間地域における集落営農の展開方向」（小田切、安藤、橋口（2006、第5章））を参照。また、同ネットワークのホームページも参照（<http://www.okuizumo.ne.jp/genryu-net/>）。

（注12）LLPは有限責任、内部自治原則、構成員課税という3つの特徴を兼ね備えた事業体である。有限責任事業組合契約に関する法律（LLP法）により、05年から設立が可能となった。LLPには法人格は無い。LLPによって大企業同士、大企業と中小企業、産学連携、専門人材同士などさまざまな共同事業が可能となるとされている。LLPについて詳しくは、経済産業省ホームページを参照のこと。

（http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/llp_seido.html, 11年1月5日アクセス）

（3）三次農協の取組み

大朝農産を含めて、以上までの事例は集落営農組織や個別経営体による自生的動きが集落を超えて地域を跨ぐ広域的な連携へと発展し、地域農業あるいは地域社会としての全体合理性の追求を試みている事例であった。そのような動きのなかで、農協はそれらの取組みを側面的に支援する役割があり、地域農業のさらなる発展のためには、集落営農法人のネットワーク組織と農協との連携をいかに強化するかが課題となっていることを指摘した。

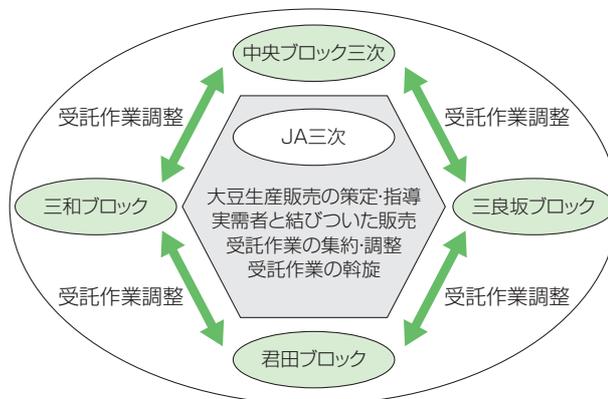
他方、集落営農法人や個別経営体同士の広域的な連携の「核」となる役割は、農協が主体となって果たすことも十分に可能である。広島県三次市の三次農協は、集落営

農組織の法人化とネットワーク化を主導し、さらに小規模農家を含めて農協が核となり地域農業の全体合理性の追求を試みている事例である。^{（注13）}

広島県では先の大朝農産の事例にもあるように、行政が集落営農法人（なお広島県では「集落（型）法人」という名称を用いている）の設立を主導してきた。しかしその後自治体の財政難や広域合併による影響もあり、三次農協では04年に営農支援課（なお10年の組織再編後は営農企画課が担当課となっている）を設置し、集落営農法人への出資による関係強化や、集落営農法人のネットワーク組織の事務局を担当し、大豆生産の機械共有化による生産コスト削減などに取り組んでいる（第1図）。

三次農協の取組みの大きな特徴は、多様化が進む地域農業の主体の役割分担を明確にし、いわばその「分業体制」の構築を農協が主体的に進めているところである。す

第1図 集落法人のネットワーク化



資料 平成20年度集落営農・特定農業法人サミット（08年12月11～12日、島根県松江市で開催）の関係資料（関係資料04、事例報告「JA三次集落法人大豆ネットワーク」）より引用。中国四国農政局ホームページに掲載（<http://www.maff.go.jp/chushi/ninaite/19summit/20main.html> 10年1月18日アクセス）。

なわち、地域の担い手を個別農家、営農集団（集落営農）、集落農場型農業生産法人（集落営農法人）、大型農家に明確に区分（第6表）して、それぞれに適切な支援策を農協として打ち出している。三次農協は大規模農家や集落営農法人等への出資を含む設立支援や育成を図りつつ、さらにそれらのネットワーク組織を立ち上げる一方で、少量多品目を生産する生産者約1,000名を組織化し、広島市内にある三次農協のアンテナショップ等に供給・直売できる体制を構築している。このように三次農協は、農協自らがその核となって地域農業の全体合理性の追求に取り組んでいる事例であるといえよう。

小規模農家から大規模農家や農業法人のネットワーク組織などが混在している現在の地域農業において全体合理性を追求するためには、それらの機能や長所等を正しく認識・明確化した上で、各主体に適切な支援対策を施すことが重要であり、三次農協の取組事例は地域農業の多様化が進むなかにおいても農協がそうした役割を果たすことが十分可能であることを示している。

第6表 三次農協の担い手に対する考え方

主体	地域農業における役割と農協の支援方針
小規模農家	アンテナショップへの農産物の供給。生産者を組織化し、重点振興作目(アスパラ、ピーマン、ブドウ等)の生産を支援
営農集団(集落営農)	集落営農の組織化。仕組みづくりの話し合い等への活動支援
集落農場型農業法人(集落営農法人)	大規模農業経営体としての組織づくりと活動を支援
大規模農家	地域の核となる担い手として育成・支援

資料 三次農協内部資料を基に筆者作成

(注13) 三次農協の取組全般や三次市の集落営農法人については楠本(2010, 第3章)、田代(2006, 第5章)を参照。なお三次市は04年に三次市を含む1市4町3村が合併して誕生した。

4 「担い手の確保」という課題

これまでみてきたように、集落営農法人のネットワーク化は個別合理性の調整をこなしつつ、地域農業の全体合理性のさらなる追求とその実現という課題に対して、すでに一定の成果を上げている。それは米価の低落や担い手の高齢化の進展といった水田農業の抱える問題に対応するものであり、それに対して集落営農法人のネットワーク等が一定の成果を上げることに成功している事例であった。

しかしながら、今後いかに農業法人ネットワークの営農活動の継続性を確保するかという問題、言い換えれば、組織の担い手をどのように確保するかという課題は、地域農業の全体合理性の追求のみで解決することは必ずしも容易でない。とりわけ中山間地域といった都市からのアクセスが悪く兼業先に乏しいなど、雇用条件面で不利性

が強い地域ではそうした問題がより深刻である。上述した農業法人ネットワークにおいては、個々の経営体がネットワーク化することによってさまざまな取組みを実現し、地域農業の全体合理性の追求を実践しているが、他方で担い手の確保や雇用の確保については、なお重要な課題として残されているのが現実である。

大朝農産とグリーンワークでは、自らの活動のなかで地域に雇用を創出することを重要な課題として位置付けているが、現状の水田単作経営では常雇いを実現するために必要十分な仕事量を年間通じて創出することは必ずしも容易な事ではない。

グリーンワークではすでに指摘したように、設立の当初から周年雇用の創出という明確な目標があり、行政や農協からの委託業務を受ける等、さまざまな努力によって常時従事者4人（うち1名はIターン者）の雇用を実現している。こうした周年雇用の実現によって、それまで農閑期には空になりがちだったグリーンワークの事務所には、正月などを除きほぼ年間を通じて社員が勤務するようになった。常時事務所には人がいることは、過疎化が進む地域においては、地域住民の安心感を高めるなどといった効果があったという。

大朝農産でも野菜や農産加工などの導入による複合化で農作業の平準化を図るなど、常時雇用の創出を意識した取組みは行っているものの、現状ではなお常時従業者を雇用するまでには至っておらず、目下の大きな課題の1つとなっている。

法人化していないLLP横田特定農業法人ネットワークでも、農業による地域内の雇用創出の重要性は強く認識されている。しかし中山間地域の限られた農地を集積し規模拡大を追求する試みは、早晚限界に突き当たるし、米価の低落も著しく、現状では地域に新しい雇用を創出することが容易ではないこともよく認識している。

中山間地域における集落営農の意義と限界について論じた安藤（小田切，安藤，橋口（2006），第5章）の指摘によれば、集落営農の意義とは、農地保全を通じた地域社会の維持存続への寄与，コストダウンという社会経済適用性への対応の2点に集約できる。さらに中山間地域における集落営農の課題として、①集落営農の継承をどのように図るのかという点，②集落営農が展開する前提条件としての地域社会の維持のために、いかに定住条件の確保，なかんずく就業機会の創出と確保をどのように図るかという点にあると指摘した。

しかし②の課題は農業経営の規模拡大や法人化による効率化だけによって十分に解消することは極めて困難であり，農業・農村政策とはさらに別の枠組みの地域定住対策として取り組むほかはない。①の課題も②が前提であり，農業経営の高度化や効率化を追求するだけでは，こうした難問を克服するのは難しいといわざるを得ないであろう。

他方で，そうした問題に対する安易な公的支援への依存が，全体として効率性や競争力を削ぐことも避けがたいし，これまでのハード事業中心とする地域支援の内容に関する問題も提起されている^(注14)。

地域農業の自助努力を引き出すことは重要であるが，それを地域内の取組みにとどめるだけでは地域農業は維持できないところも多数出てこざるを得ないだろう。そこには地域外部からの支援や連携がどうしても必要となる。こうした課題は中山間地域

に限定されず、今後はさらに多くの農村地域に該当するようになることも避けがたいと思われる。

(注14) 小田切 (2010) を参照。小田切 (2010) はこれまでの補助金やハード事業の実施に基づく集落支援政策のあり方を見直し、人による集落支援政策を充実させることの重要性を訴えている。さらに人による集落支援は市町村（ないし都道府県）が主体となる仕組みとなっているが、より効果的な支援実施には機動的なNPO等の中間支援組織（インターメディアリー）が主体となることが重要だと指摘している。他方でそうした中間支援組織として、農協もその有望な候補者になりうるかと思われる。そこで実際の農協がどのようにかわり合いを持っているのか（あるいは逆にかかわり合いがないとすれば、なぜかわり合いをもてないのか、その原因など）は、今後解明する必要がある研究課題である。

おわりに

小稿では、高橋 (1987) による現代の地域農業における個別合理性と全体合理性との齟齬という問題提起に基づき、地域農業における集落営農法人による地域農業の個別合理性と全体合理性の追求の試みについて、いくつかの事例を手掛かりとして検討を行った。

米価の趨勢的低落や農業労働力の減少と高齢化等を受けて、とりわけ生産条件等で不利な地域における水田農業では、個別主体による個別合理性の追求の限界が早い時期で露呈した。そのような地域のなかには、集落営農の組織化と法人化のみならず、さらにそれらの広域連携を通じ、地域農業において個別合理性と全体合理性を同時に追求する取組みが実践されている。

ここで取り上げた事例は一部の中山間地

域に限定されており、さらに各地域の特殊条件もあり、それが直ちに画一的・均一的に広がるとは考えにくい。地域農業の担い手不足や高齢化は多くの農村で共通した課題であり、時間差や質的差異を伴いつつ条件の良い平地地域を含めた各地域へと波及的に広がる可能性はある。すでにそのような農家や農業法人らが連携した組織は、本稿で取り上げた中山間地域の集落営農法人に限らず、各地に存在しており、注目に値する。^(注15) それらには、地縁や血縁といった共同体的論理に基づき地域農業の維持と発展を主に目的とする組織もあれば、むしろ純粹にビジネスとしての取引関係に大きく依拠している組織まで多種多様である。そのため、それらを「十把一絡げ」に論じることはできないが、そのような組織のなかからは、大朝農産等のように地域の「新しい農協」としての機能や役割を果たすものが今後増加する可能性はある。

そうした新しい担い手の出現に伴い、それらと農協とが今後どのような関係を形成するのか、その明確な回答は未だ得られたとはいえない。しかしそのような「新しい農協」では、現在農協で行っているすべての地域住民サービスを供給することはかなり困難であり、両者が協力・補完関係を構築することで地域農業の全体合理性を追求できる余地はある。また農協自らが核となって、地域農業の全体合理性を追求できる枠組みを構築することも十分可能である。例えば広域合併を果たした農協では、広域化した管内において展開する農業法人等の

ネットワークが複数存在すれば、それらをさらにつなぐことで、さらなる地域農業の全体合理性を追求できる余地を生むことができるだろう。いずれにしても農協はそれぞれ地域農業の全体合理性の追求にどう関与するかという課題に積極的に取り組む必要があるし、それを実現する余地もまた決して狭いものではないと思われる。

(注15) 前掲納口, 佐藤編(2005), 門間編(2009)を参照。

<参考文献>

- ・小田切徳美(1995)『日本農業の中山間地帯問題』農林統計協会
- ・小田切徳美(2010)「新たな集落支援政策の課題」『農業と経済』10月号
- ・小田切徳美, 安藤光義, 橋口卓也(2006)『中山間地域の共生農業システム』農林統計協会
- ・楠本正弘(2010)『進化する集落営農』農山漁村文

化協会

- ・田代洋一編(2004)『日本農業の主体形成』筑波書房
- ・田代洋一(2006)『集落営農と農業生産法人』筑波書房
- ・田代洋一(2009)『混迷する農政 協同する地域』筑波書房
- ・高橋正郎(1987)『地域農業の組織革新』農山漁村文化協会
- ・谷口憲治(2008)「経営所得安定対策下における集落営農の展開—島根県における集落型農業法人連携を中心に—」『山陰研究』第1号
- ・納口るり子, 佐藤和憲編(2005)『農業経営の新展開とネットワーク』農林統計協会
- ・橋詰登(1995)「山間農業地域における地域活性化戦略と担い手対策—島根県仁多町・横田町の事例—」『農総研季報』第25号
- ・門間敏幸(2009)『日本の新しい農業経営の展望』農林統計出版
- ・門間敏幸(2010)「ネットワーク型組織が日本農業をけん引」『AFCフォーラム』8月号

(ふくだ りゅういち)

